

合併市に関する調査

記入月日：H15.5.29

基礎情報

| | |
|--------------|--|
| 都道府県・市名 | 広島県・呉市 |
| 合併期日 | 平成15年4月1日 |
| 合併形式 | 編入合併 |
| 住所（旧市町村名も記載） | (呉市)広島県呉市中央4丁目1番6号（旧下蒲刈町）広島県安芸郡下蒲刈町下島2361番地の7 |
| 人口（合併直近の国調） | 平成12年国調:呉市/203,159人 下蒲刈町/2,223人 |
| 面積 | 平成13年10月1日現在:呉市/146.37km ² 下蒲刈町/8.71km ² |
| 議員定数 | 合併前:呉市/34人 下蒲刈町/10人 合併後:呉市/34人+下蒲刈選挙区/1人(定数特例採用) |
| 関係市町村名 | 広島県呉市 (旧)広島県安芸郡下蒲刈町 |

関係市町村合併直前の状況

| 関係市町村 | 市町村名 | 人口（人） | 面積（km ² ） | 議員数（人） | 高齢化比率（%） |
|-------|------|---------|----------------------|--------|----------|
| | 呉市 | 203,159 | 146.37 | 34 | 22.30 |
| | 下蒲刈町 | 2,223 | 8.71 | 10 | 32.40 |
| 合計 | — | 205,382 | 155.08 | 34+1 | - |

└ H12国調データ └ H13.10データ └ 市町条例定数 └ H14.3末データ

関係市町村の財政状況

* 数値は合併直近の決算数値を使用。ただし、平成14年4月1日以降合併の場合、合併直近の予算を記入。

13年度決算

| 関係市町村 | 市町村名 | 歳入合計（千円） | 地方税（千円） | | 指定団体等の指定状況 | 財政力指数 |
|-------|------|------------|------------|------------|------------|-------|
| | | | 地方税（千円） | 地方交付税（千円） | | |
| | 呉市 | 95,908,961 | 28,225,704 | 12,129,404 | 公防 | 0.67 |
| | 下蒲刈町 | 3,385,702 | 200,525 | 1,557,046 | 過疎、辺地 | 0.14 |

合併の概要

| | | |
|-------------------|---|------------------|
| 合併協議会の期日 | 設置年月日：平成14年4月4日 | 解散年月日：平成15年3月27日 |
| 内容 | (別紙資料)呉地域における合併推進の現状と今後の取組 (別紙資料)呉市・下蒲刈町における合併協議の経過概要 参照 | |
| 住民発議について | 無 | |
| 市町村建設計画 | 計画の期間：平成15年度～平成24年度 | |
| 基本計画の主要項目 | (別紙資料)呉市・下蒲刈町合併建設計画 参照 | |
| 旧市町村庁舎の利活用 | (別紙資料)呉市からのお知らせ 参照 | |
| 電算システムの統合 | 1.新規システムの構築 2.既存システムの活用 3.相互システムの活用 4.その他 から選択 | 回答 2 |
| 議会の議員の定数・在任に関する特例 | 有 | |
| 内容 | (別紙資料)呉市・下蒲刈町における合併協議の経過概要 参照 | |
| 地方税に関する特例 | 有 | |
| 内容 | (別紙資料)呉市・下蒲刈町における合併協議の経過概要 参照 | |
| 合併特例債発行限度額（億円） | 合併市町村のまちづくりのための建設事業に対する財政措置(特例法第11条の2)により、呉市と下蒲刈町との合併による合併特例債発行限度額は、 $180\text{億円} \times (\text{合併後人口}205,382\text{人} / 100,000\text{人} \times \text{係数}0 + \text{係数}1) \\ \times (\text{増加人口}2,223\text{人} / 10,000\text{人} \times \text{係数}0.333 + \text{係数}0.667) \times (2 - 2 / 2\text{団体}) \\ = 13,338\text{百万円(標準全体事業額)}$ 起債充当率95%より 合併特例債発行限度額=12,672百万円 (参考)ただし、呉地域における合併特例債の算定方法については、上記のような1市1町毎の計算によらず、合併協議団体1市8町が一括合併するもの*1)として計算し、算出された標準全体事業額を1市8町で按分する案で調整している。 *1)実際は下蒲刈町との合併をはじめとする、1市1町毎の個別合併の予定 $180\text{億円} \times (\text{合併後人口}259,215\text{人} / 100,000\text{人} \times \text{係数}0 + \text{係数}1) \\ \times (\text{増加人口}56,068\text{人} / 10,000\text{人} \times \text{係数}0.083 + \text{係数}1.250) \times (2 - 2 / 9\text{団体}) \\ = 54,892\text{百万円(標準全体事業額)}$ 起債充当率95%より 合併特例債発行限度額=52,147百万円(1市8町分) | |

その他

| | |
|---------|---|
| 協議された事項 | 主要項目について、簡単な内容を含め10項目ご記入ください。(例：庁舎の位置 等) |
| | 1 合併の方式 2 合併の期日 3 財産及び公の施設の取扱い 4 議会の議員の定数及び任期の取扱い 5 農業委員会の取扱い 6 地方税の取扱い 7 一般職の職員の身分の取扱い 8 特別職の身分の取扱い 9 行政制度機構の取扱い 10 一部事務組合等の取扱い 等(他の項目については別添合併協定書参照) |
| | 残された課題について、箇条書きでご記入ください。 1 公立下蒲刈病院の運営 2 下蒲刈町域におけるコミュニティ組織(自治会組織等)の運営 等 |